

第3号議案 2010年（平成22年度）活動方針

2010年度（平成22年度）活動方針

（2010年（平成22年）11月1日から2011年（平成23年）10月31日まで）

特定非営利活動法人 トラ・ゾウ保護基金

【2009年度の成果】

2009年度（平成21年度）は、JTEFが独立したNPOとして実質的に活動をスタートした最初の年です。また、寅年、CBD COP10の名古屋での開催、CITES CoP15など大きなトピックのある年でした。JTEFは、このような外部環境に対応すると同時に、これらを活用して確実な発展と成果を得ることができました。

- ・ もっとも核となる生息地支援について、具体性があり、保全効果が高く、透明性の高い支援プログラムが実行できました。これは現地パートナーとの信頼関係と密なコミュニケーションにより実現したことです。これらのプログラムは将来的により大きな規模に発展する可能性も秘めています。
- ・ 生息地の外で行える活動＝日本人の野生生物製品に対する消費需要を減らし、また野生生物保全について普及啓発することも、これまでにない多様なイベントの開催によって積極的に展開できました。
- ・ 以上の活動は、意識的な広報活動により、マスメディアで取り上げられる機会が少なくありませんでした。その成果は、寄付者アンケート、企業へ支援を求めた際の反応にもあらわれました。
- ・ 収入は予算を上回り、さらに過去最高となりました（JTEFが独立したNPOになる以前との比較）。これは、現サポーターの方々の理解をいただく努力と、さらにサポートを広げる努力の成果です。また、個人寄付だけでなく、チャティー収入、団体（法人）からの寄付を財源として確立するための足がかりを作ることができました。
- ・ 事務局は、理事長、事務局長、フルタイムスタッフ2名（サポーター対応・経理・総務担当1名、事業担当1名。ただし、総務担当者も事業のための事務を一部分担）の体制で運営しました。しかし、この体制のみで上記の成果をあげることは不可能であり、財務委員会、企画委員会、Stop!絶滅キャンペーン事務局会議、JTEF 関西というボランティアの方々からなる外部委員会や、協力団体である「野生動物サポートグッズ結」の献身的な活動によって支えられました。

【2010年度の基本方針】

野生生物保全にかかわる外部環境という点からみると、2009年には様々な国際的動きがありました。特にJTEFの活動にかかわりが深いのは、タイガー・サミット（2010年11月）で採択された「サンクトペテルブルク宣言」と「国際トラ回復計画2010-2022」、ワシントン条約における象牙取引再開提案の否決（2010年3月）、生物多様性条約COP10における「愛知ターゲット」の採択（2010年10月）です。2010年は、これらの意思決定をどのように活かしていくかが問わ

れる年です。一方、JTEF 側から見れば、これらの国際的動きは、JTEF の目的達成の追い風になるものであり、活動を飛躍させるチャンスといえます。

そのために、2010 年度（2010 年 11 月～2011 年 10 月）の活動においては、次の点に重点を置いていきます。

- ・ トラ、ゾウについては支援の土台が確立しているので、規模を拡大して発展させる。
【トラ】「サンクトペテルブルク宣言」でうたわれた「2022 年までにトラの個体数を倍増」を画餅にしないためには NGO が現場で成果をあげることが不可欠であることに改めて留意し、新たな支援地域として南インドを加える。
【ゾウ】特に北東インドでのプロジェクトが大きく飛躍できる段階に来ているため集中的な支援を行なう。ケニアにおける密猟防止活動に対する支援を増額する。
- ・ イリオモテヤマネコについては、支援を開始して 2 年目に入るので、今後の支援継続を視野に、プログラムの内容と実施体制の確立を目指す。
- ・ 野生生物に対する脅威を除去するために「生息地外」で行なうべき活動（政策提言、普及啓発）を、「Stop! 絶滅キャンペーン」というアイコンのもとで実施していく。特に普及啓発については、幅広い層の人々の保全への意欲、保全に対するサポートへの参加のモチベーションを効果的に高める方法として、理論の普及、情報の提供だけでなく、「野生生物の立場に立てる感性」を呼び起こすことを目指していく。その際、理念とそのイメージのアイデンティティ (Co-operative Identity) の確立をめざす。
- ・ 個人寄付者の方たちの継続と新規開拓、チャリティー収入の安定財源化、積極的な広報活動による団体（法人）寄付の拡大を目指していく。
- ・ 認定 NPO 法人の国税庁認定を申請する。
- ・ マスメディアへの露出を強化する。
- ・ 事務局のスキルアップと、安定的な運営をはかる。
- ・ 中心的ボランティア・スタッフの方々と協力関係を強め、外部委員会等を強化していく。
- ・ 新たなボランティアの参加を促すための手だてを講じる。

【目標と行動計画】

1 生息地における野生生物保全活動に対する支援事業

目標 1.1：中央インド（ヴィダルバ）トラ保全プロジェクトおよび北東インド（カルビ・アングロン）ゾウ保全プロジェクトに対する支援が、それぞれ 2011-2013 年の 3 カ年事業と位置づけられ、2013 年に達成すべき目標、2011 年に達成すべき途中経過の目標設定が行われ、それに沿った実施が確保されている。

行動計画 1.1.1

支援先担当者とのコミュニケーションを深め、担当者間の信頼関係を強化する。それによって、生息地支援プログラム実施のために必要十分な情報を適時入手、重要生息地にかかわる事業か否か、事業計画の内容がトラ、ゾウおよびその生息地を保全する効果をあげるものか否か、計画通りに事業が実施されるか否か等を適時的確に判断する。

行動計画 1.1.2

年 1 回の現地視察を実施する。

行動計画 1.1.3

専門家アドバイザー、専門家理事、組織外の人的ネットワークからの情報収集および調査研究によって得られた、パートナーである支援先以外の情報源からの情報に基づき、生息地支援プログラムの検証を行う。

目標 1.2：北東インド（カルビ・アングロン）におけるトラの生息状況調査が進展し、2011年度以降のトラ保全プロジェクト立案の検討が開始されている。

行動計画 1.2.1

北東インド（カルビ・アングロン）トラ調査プロジェクト実施について、現地パートナーと具体的な打合せを行ない、進捗をはかる。

目標 1.3：南インド（サティアマンガラム）におけるトラの生息状況調査が開始されている。

行動計画 1.3.1

南インド（サティアマンガラム）トラ調査プロジェクト実施について、現地パートナーと具体的な打合せを行ない、早期の開始をはかる。

目標 1.4：ケニアにおいて、効果的なアフリカゾウ密猟防止プロジェクトが継続・強化されている。

行動計画 1.4.1

ケニアにおけるパトロール用セスナ機の燃料支援の規模を拡大する。

目標 1.5：トラ、ゾウの生息地に関して、必要に応じ、適時的確な緊急支援が行なわれている。

行動計画 1.5.1

パートナーである支援先、専門家アドバイザーおよびその他の組織外ネットワークを通して情報を収集し、緊急支援対象プロジェクトを把握、必要性の判断、支援の仕方を検討する。

目標 1.6：イリオモテヤマネコの生息地に対して脅威になりうる土地利用（計画）が継続的にモニタリングされ、関係機関へ適時的確な働きかけがなされている。

行動計画 1.6.1

モニタリングの対象となる生息地（土地利用（計画））を明確にし、定期的な資料収集・関係機関ヒアリング、適時の現地視察を行なう。

目標 1.7：イリオモテヤマネコの生息地保全活動の将来的あり方がとりまとめられている。

行動計画 1.7.1

生息地破壊、交通事故死などイリオモテヤマネコが直面している脅威に対して、将来的に展開していく保全活動の具体像を、現地パートナー等と具体的に検討する。

目標 1.8：生息地支援実施結果のフィードバックにより、有効かつ競合相手との明確な差別性のある生息地支援方式が確立されている。

行動計画 1.8.1

支援事業の結果をフィードバックし、生息地支援に関する意思決定およびそれに必要な手続のチェック・リストを策定する。

目標 1.9：JTEF 関係者、現地パートナー以外の野生生物保全にかかわる内外の関係機関、キーパーソンとのコミュニケーション・ネットワークが拡大・緊密化している。

行動計画 1.9.1

トラ・ゾウ・イリオモテヤマネコの保全活動（生息地支援、それらに対する脅威の生息地外における除去）を通じて、Species Survival Network (SSN)、生物多様性条約市民ネットワーク (CBD 市民ネット) 生物多様性関連法整備作業部会等の NGO ネットワーク等を活用し、内外の関係機関・団体、キー・パーソンと交流・情報交換・協力をする。

2 野生生物に対する脅威の生息地外における除去事業

目標 2.1：日本国内の象牙需要が活性化していない。

行動計画 2.1.1

国内象牙市場の動向に関する情報を継続的に収集する。

行動計画 2.1.2

一般消費者に対し、アフリカゾウ密猟防止プロジェクトの成果とともに、象牙消費の問題点をマスメディアを通じて普及啓発する。

目標 2.2：COP10で採択された「愛知目標」の目標 12（2020年までに、既に把握されている種の絶滅が防止されていること、絶滅のおそれのある種がよりよい状態に保全されていることを目標としている）の国内実施の核として「種の保存法」を改正すべく政府が動き始めている。

行動計画 2.2.1

「CBD市民ネット生物多様性関連法制度作業部会」のネットワークにおいて中心的役割を果たし、また弁護士会などの関係団体と連携し、「種の保存法改正」の改正すべき内容を提言し、世論喚起を行い、意思決定者に対するロビー活動を行なう。

目標 2.3：2010年発行の「日本の野生生物犯罪 2003-2008」（JUSTICE 報告書）で明らかにした課題のいくつかが解決されている。

行動計画 2.3.1

JUSTICE によるデータ分析と法制度の調査研究を基盤に、種の保存法改正に関する活動（行動計画 2.2.1）の一環として、国際希少種の国内譲渡規制強化をめざして、ロビー活動を行う。

目標 2.4：トラ、ゾウ、イリオモテヤマネコの危機、保全の必要性、それらをシンボルとして野生生物保全全体に対する関心が一般に高まっている。

行動計画 2.4.1

幅広い層の人々の保全への意欲、保全に対する参加のモチベーションを効果的に高める方法として、「野生生物の立場に立てる感性」を呼び起こすことを目指し、アーティストとの連携を強め、感性に訴える普及啓発イベントの開催、ツールの開発を行なう。

行動計画 2.4.2

子ども向けの普及冊子、ホームページ上のキッズ・ページを製作し、普及する。

3 チャリティー・イベントの実施事業

目標 3.1 チャリティー収入（寄付）が 200 万円を超えている。

行動計画 3.1.1

チャリティー・イベントを年 5 回開催する（うち関西 1 回）。

行動計画 3.1.2

企画委員会でイベントのコンサルティングを外部に依頼し、イベントの質を高める。

行動計画 3.1.3

JTEF の広報に対し、「賛同者」による積極的な協力がいっそう得られるよう努める。

行動計画 3.1.4

収益を伴うイベントについては実行委員会形式をとり、事務局外の協力者がその委員となって、自律的・積極的に運営する。

4 野生生物保全に関する調査研究事業

目標 4.1：世界と日本の野生生物保全の動向に関する情報を収集し、それに対する JTEF として問題意識が整理され、一般に普及されている。

行動計画 4.1.1

世界と日本の野生生物保全の動向について専門家理事等の中で議論し、その内容をまとめてホームページで公開する。

5 会報発行事業

目標 5.1：様々な媒体を通して、寄付者のニーズに応え、満足が得られるような活動状況、組織の状況の報告が行われている。

行動計画 5.1.1

紙媒体による報告に対する寄付者の関心が特に高いことから、保護通信の発行を、トラ、ゾウそれぞれ年2回から3回へ増やす。

トラ、ゾウ、イリオモテヤマネコそれぞれについて年次報告書、ホームページは日常的更新に加えトップページの特集を年4回更新、携帯サイトをPCホームページに準じて更新、メールマガジン月1回配信、ブログ週1回更新、ツイッターによる頻繁な拡散を実行する。

目標 5.2：ホームページ（PC、携帯電話）が、JTEF へのアクセスの入口として、詳細な情報を知る場として、またサポート（寄付）を実行できる場として十分機能している。

行動計画 5.2.1

ホームページを全面改定する。

6 寄付者対応

目標 6.1：寄付者（個人、団体）が、活動や運営が見えやすい、経済的メリットがあるなど、参加することの意義の実感、満足感を得ている。

行動計画 6.1.1

個人寄付者のニーズに応えられるよう、最善のコミュニケーションをとるよう努める。

行動計画 6.1.2

認定 NPO 法人の認定を申請する。

行動計画 6.1.3

企業にとってのメリットを創出しつつ、賛助入会、企業系助成金獲得をめざす。

7 広報

目標 7.1：JTEF の知名度が大きく高まっている。

行動計画 7.1.1

マスメディアへの露出を強化するため、記者との連絡を密にし、重要な活動成果をこまめにリリースする。

行動計画 7.1.2

企業に対して、そのネットワークを活用した広報上の協力を要請する。

行動計画 7.1.3

広報強化に当たり、JTEF の理念とそのイメージのアイデンティティ (Co-operative Identity) を確立する。

行動計画 7.1.4

広報委員会を設置し、広報戦略を立て、7.1.1-3 の行動計画実施を促進する。

8 事務局運営

目標 8.1：事務局メンバーひとりひとりが、ミッションの理解と実践に努め、自律的で責任のある行動をし、互いを信頼し助け合うチームワークが形成されている。

行動計画 8.1.1

半期ごとの1日会議において、設立趣旨、活動方針、事業計画、予算について、事務局メンバーがつっこんで意見交換できる時間を設ける。

行動計画 8.1.2

ウイークリーミーティング、マンスリーミーティング、半期ごとの1日会議において、個々の業務指示、事務局メンバー間の事務分配、相互サポート体制がとれているかどうかを全員で確認するよう努める。

目標 8.2：事務局の事務処理効率が高まっている。

行動計画 8.2.1

事務局スタッフのスキルを高めるため、適切なものがあれば、外部講習などを受講する機会を設ける。

行動計画 8.2.2

継続的なルーティンについてはできる限り重複や無駄を割くため、マンスリーミーティングにおける定例報告事項・要領を確立し、日常の事務処理を効果的、円滑に実施する。

目標 8.3：事務局運営に新しい発想と活力が注入され、同時にそれが事務局の事務処理能力向上にも寄与している。

行動計画 8.3.1

イベント活動を中心に、外部ボランティアを積極的に募る。

行動計画 8.3.2

特にボランティアの参加を促すためのイベントを開催する。

行動計画 8.3.3

ボランティアの参加・育成を管理する体制の整備を行なう。

以上